

国の施策等に関する提案・要望

令和3年6月

群馬県

群馬県政の推進につきましては、平素から格別の御高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

国においては、地方創生の実現に向けた取組のほか、長期化する新型コロナウイルス感染症への対応に注力いただいていることに感謝申し上げます。

本県では、昨年度「新・群馬県総合計画」を策定し、20年後に群馬県が目指す「年齢や性別、国籍、障害の有無等にかかわらず、すべての県民が、誰一人取り残されることなく、自ら思い描く人生を生き、幸福を実感できる自立分散型の社会」の実現に向け、各種施策の推進に全力で取り組んでいるところです。

この提案・要望は、県政の推進にあたり、本県が課題と考える事項について取りまとめたものです。

つきましては、本県の実情を十分に御理解いただき、令和4年度の施策の展開及び予算編成において、特段の御配慮を賜りますようお願い申し上げます。

群馬県知事 山本 一太

目 次

■ 地方行政・地域創生

- 1 地方財政の充実・強化について・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 2 警察活動における人的基盤の整備について・・・・・・・・・・ 3
- 3 芸術団体の水準向上・活動継続への支援について・・・・・・・・ 4
- 4 世界遺産「富岡製糸場と絹産業遺産群」の継承について・・・・ 5
- 5 国民スポーツ大会の開催に向けた財政支援等について・・・・ 6

■ 生活こども

- 6 再犯防止推進に向けた取組について・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
- 7 消費者行政の充実・強化について・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
- 8 子ども・子育て支援新制度等の推進について・・・・・・・・・・ 9
- 9 児童養護施設等における職員配置の充実について・・・・・・ 10
- 10 自画撮り被害防止について・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11

■ 健康福祉

- 11 医師の偏在解消に向けた取組について・・・・・・・・・・・・ 12
- 12 災害時の福祉的支援の広域ネットワーク構築について・・・・ 13
- 13 生活保護における居住地特例対象施設の拡大について・・・・ 14
- 14 介護人材確保対策について・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 15
- 15 A Y A世代のがん患者及びがん経験者への支援について・・・・ 16
- 16 認知症施策の加速的な推進について・・・・・・・・・・・・ 17
- 17 自殺対策の更なる推進について・・・・・・・・・・・・・・・・ 18
- 18 障害児者が地域で安心して生活できる支援体制の整備について 19
- 19 国による福祉医療制度の創設及び国庫負担金等の削減措置の廃止について 20
- 20 国民健康保険保険税率の統一に向けた取組について・・・・ 21

■ 環境森林

- 21 プラスチックごみ削減について・・・・・・・・・・・・・・・・ 22

22	食品ロス対策について	24
23	旅館業に係るほう素及びふっ素の排水規制対策について	25
24	低濃度PCB廃棄物等の適正処理推進に向けた支援等について	26
25	特定外来生物クビアカツヤカミキリ対策について	27
26	地域の木材を使ったZEH及びZEBの推進について	28

■ 農政

27	外国人技能実習制度における、冬期の一時帰国を含めた技能実習2号計画の容認について	30
28	農地中間管理事業について	31
29	機構集積協力金交付事業について	32
30	施設園芸等を行う担い手への支援策について	33
31	農業人材力強化総合支援事業（農業次世代人材投資事業）について	34
32	野生鳥獣被害対策の取組強化について	35
33	普及事業の取組強化について	36
34	野菜価格安定制度と農業経営収入保険制度の同時加入について	37
35	水田活用の直接支払交付金の予算確保について	38
36	こんにゃく需要拡大のための総合対策について	39
37	蚕糸業の維持継承に向けた取組について	40
38	内水面養殖業者に対するセーフティネットの強化について	41
39	取水堰の魚道整備支援について	42
40	農畜産物等に対する諸外国の輸入規制の早期解除について	43
41	豚熱感染拡大防止について	44
42	農業農村整備事業の推進について	45
43	国営造成農業水利施設の老朽化対策について	46

■ 産業経済

44	企業の地方移転促進に係る支援措置の充実について	47
45	労働力不足企業への人材移動について	48

- 46 企業の防災・減災対策に係る支援措置の充実について・・・49
- 47 地域や時代のニーズに応じた産業人材育成に係る財政的支援等の
充実について・・・50
- 48 サプライチェーン維持・強化に係る支援措置の充実について・・・51

■ 県土整備

- 49 「災害レジリエンス No. 1」の実現に向けた防災・減災、国土強靱化
対策の推進について・・・52
- 50 流域治水プロジェクトの推進について・・・55

■ 教育

- 51 教職員定数改善の促進について・・・57
- 52 特別支援学校における教育環境の整備について・・・59
- 53 学校教育のICT化を推進するための財源の確保について・・・60
- 54 外国人児童生徒への教育の充実について・・・61
- 55 高校魅力化を推進するための施策の充実について・・・62
- 56 国によるSNS等を活用した相談体制の構築事業の確立・運営について・・・63
- 57 大学入試受験料の免除や支援措置について・・・64
- 58 障害のある生徒の就業体験及び卒業後の就労先確保について・・・65
- 59 関係機関が連携した自然体験活動の推進について・・・66
- 60 公立大学における独自の修学支援に対する財源確保について・・・67

1 地方財政の充実・強化について

〔内閣官房、内閣府、財務省、総務省〕

人口減少が本格化する中で、引き続き国と地方が連携・協力して、地方創生の推進に取り組む必要があります。

また、少子高齢化の進行に伴い社会保障関係費は今後も増大が見込まれるなど、将来にわたり安定的な財源確保が課題となっています。

特に、今後数年間は、新型コロナウイルス感染症の影響により税収減も予想されるなど、地方財政はますます厳しい状況が予想されます。そうした中で、地方自治体は、感染拡大防止対策や経済対策等を継続して行っていかなければなりません。

については、これらの状況を踏まえ、地方自治体が必要な行政サービスを安定的に提供できるよう、地方財政の充実・強化のため、次の事項について特段の措置を講じていただきたい。

- 1 令和4年度の地方財政計画策定に当たっては、社会保障関係費や地方単独事業を含めた地方の財政需要を的確に積み上げ、一般財源総額を確保していただきたい。特に新型コロナウイルス感染症の対策として必要な財政需要については、地方創生臨時交付金や緊急包括支援交付金の枠組みを継続するなど、別枠で確実に確保されるようにしていただきたい。

また、地方創生臨時交付金については、地域の実情に応じた感染症対策や経済対策が十分に実施できる額を措置していただくとともに、基金への積み立て要件を緩和するなど、さらに自由度の高い柔軟で弾力的な制度としていただきたい。

あわせて、歳入についても、地方税等の減少が見込まれることを踏まえ、必要な交付税総額を確保していただきたい。

- 2 地方の財源不足の解消は、地方交付税の法定率の引き上げを含む抜本的な見直しによって対応することとし、臨時財政対策債については、早期に廃止としていただきたい。

また、臨時財政対策債の既往の元利償還金については、償還財源を確実に別枠として確保していただきたい。

3 地方財政に関わる国の政策の推進については、地方と十分に協議するとともに、地方において必要となる安定財源を国の責任において確保していただきたい。

また、事務・権限の移譲による新たな地方財政負担については、確実な財源措置を講じていただきたい。

(総務部)

2 警察活動における人的基盤の整備について

〔警察庁〕

刑法犯認知件数は、全国的にも本県においても減少を続けており、数字の上での治安は、大きく改善しています。

一方で、全国的に子供の生命を脅かす事件が多発し、本県における令和2年中の児童虐待に関する相談件数が過去最多の640件と、平成23年と比較して8倍に増加しているのを始め、本県における配偶者暴力相談件数が882件、行方不明者等の保護事案取扱件数が5,269件と、いずれも昨年と比較して増加するとともに、高止まりの傾向が続いており、これらの人身安全関連事案において、命を守るための一層きめ細やかで迅速な対応が求められています。

また、サイバー空間が日常生活に不可欠な社会基盤として定着し、あらゆる犯罪に悪用され得るようになってきている中、本県においても令和2年中のサイバー犯罪に関する相談件数は、2,651件と、平成23年と比較して約2.3倍に増加しているなどサイバー空間の脅威への対応の強化が求められています。

さらに、令和2年中の本県の総検挙人員に占める来日外国人犯罪検挙人員の割合は、10.9%と、全国1位であり、平成23年と比較して約2.9倍に増加するなど組織的に敢行される来日外国人犯罪への対策強化が求められています。

今後も、さらに複雑・多様化する治安情勢に迅速かつ的確に対応し、県民の安全で安心な生活を確保するため、警察職員の増員による人的基盤の整備を図っていただきたい。

(警察本部)

3 芸術団体の水準向上・活動継続への支援について

〔文化庁〕

人口減少社会にあって、交流人口の増加を図り、地域活性化につながる起爆剤として、地域における芸術文化の振興が求められています。

また、地域の芸術文化の振興にあたっては、牽引役となるような取組を支援し、優れた舞台を多くの方々が鑑賞できる機会を提供していくことが必要です。

しかし、新型コロナウイルス感染症により、舞台芸術活動は中止や延期を余儀なくされ、再開後は、感染予防対策などにより、経済的に厳しい状況となりました。

今後も感染状況によっては、再度の中止や人数制限も予想されます。

については、地方が、特色ある地域文化をリードし、魅力ある地域づくりを行うために、芸術文化の振興策をさらに効果的に実施できるよう、また、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた芸術団体の活動が継続していけるよう、次の事項について特段の措置を講じていただきたい。

- 1 緊急事態措置及びまん延防止等重点措置の対象区域であるか否かに関わらず、状況に応じて芸術団体が等しく支援措置を受けられるようにしていただきたい。
- 2 芸術団体の水準向上を図るとともに、より多くの国民に優れた舞台芸術の鑑賞機会を提供するためには、芸術創造活動の継続が不可欠であることから、「舞台芸術創造活動活性化事業」の補助金について、必要な額を増額確保していただきたい。
- 3 地方オーケストラの草分けである群馬交響楽団は、各地での演奏会や移動音楽教室により、長年広く親しまれており、地域の芸術文化の水準を向上させる牽引役となっていることから、その活動をより積極的に支援していただきたい。

(地域創生部)

4 世界遺産「富岡製糸場と絹産業遺産群」の継承について

〔文化庁〕

平成26年6月25日に世界文化遺産に登録された「富岡製糸場と絹産業遺産群」は、世界の絹産業の発展に重要な役割を果たした貴重な遺産です。

コロナ禍により入場料収入が激減するなど財政上の負担が大きくなっている中、世界文化遺産に登録され人類共有の財産として認められた「富岡製糸場と絹産業遺産群」を次世代に確実に継承していけるよう、次の事項について特段の措置を講じていただきたい。

- 1 構成資産の保存整備について、優先的に予算を確保するとともに、既存の補助率の上乗せなどの財政的措置を講じていただきたい。
- 2 文化観光拠点施設としての機能を強化するため、世界的価値に関する調査研究の充実や情報発信・活用推進に対し、必要な支援を講じていただきたい。

(地域創生部)

5 国民スポーツ大会の開催に向けた財政支援等について

〔文部科学省、スポーツ庁〕

群馬県では、2029年の第83回国民スポーツ大会の開催に向け、諸準備を進めています。

大会開催に要する経費については、開催年度に開催地都道府県補助として一定額が交付されるのみであり、大部分を開催都道府県が負担しています。

また、競技会を開催する市町村において生じる会場準備や競技会運営に係る費用負担に対し、開催県が一定の財政支援を行っています。

さらに、競技会場となる施設等の整備に対する国庫補助制度がないことから、県・市町村とも整備費用が大きな負担となっています。

一方、新型コロナウイルス感染症の影響により、国民スポーツ大会についても、感染防止の観点から、大会のあり方の見直しが必要となっています。

については、広く国民へのスポーツの普及、健康増進と体力の向上、地方スポーツの振興と地方文化の発展といった国民スポーツ大会の開催趣旨を踏まえつつ、次の事項について特段の措置を講じていただきたい。

- 1 開催県及び市町村に過大な負担が生じないように、式典や各競技会の簡素化・規模縮小等、今後の国民スポーツ大会の開催方法等を見直していただきたい。また、財政支援の拡充及び新設を行っていただきたい。
- 2 新型コロナウイルス感染症の影響下においても適応できる大会のあり方について、専門的な知見をもとに検討し、方向性をお示しいただきたい。

(地域創生部)

6 再犯防止推進に向けた取組について

〔法務省〕

本県における刑法犯認知件数は減少しているものの、刑法犯検挙人数に占める再犯者の比率は、約45%と高く、再犯の防止や社会復帰支援等に向けた有効な対策が求められています。

平成28年12月に公布・施行された「再犯の防止等の推進に関する法律」（以下「再犯防止推進法」）は、国及び地方公共団体の責務を明示するとともに、施策の基本となる事項を掲げ、再犯の防止等に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを定めています。

再犯防止推進法や、これに基づき策定された国の「再犯防止推進計画」を受け、本県においても、平成31年3月に「群馬県再犯防止推進計画」を策定し、国や更生保護団体、民間団体等の関係機関と連携・協力して取組を進めているところです。

については、これら法律や計画に掲げられた取組を実効性のあるものとするために、次の事項について、特段の措置を講じていただきたい。

- 1 再犯防止推進に向けた関係機関の取組が実施しやすくなるよう、“再犯防止推進月間”や“社会を明るくする運動”などの全国的な広報・周知事業をさらに推進し、再犯の防止等に対する国民の関心を高め、理解の増進に努めていただきたい。
- 2 「刑務所出所者等就労奨励金制度」などの協力雇用主に対する支援制度を周知し、協力雇用主の拡大を図ることにより、雇用の受け皿の確保に努めていただきたい。
- 3 矯正施設を出所した人が、地域社会において定住先を確保するための身元保証制度を設けていただきたい。

(生活こども部)

7 消費者行政の充実・強化について

[消費者庁]

地方自治体においては、地方消費者行政活性化基金及び地方消費者行政推進交付金を有効に活用することにより、消費生活センターの設置、消費生活相談員のレベルアップ、悪質商法に対する消費者教育・啓発等、消費者行政の強化に積極的に取り組んできました。

こうした中、国においては、平成30年度からは新たに地方消費者行政強化交付金制度による補助が開始されていますが、この強化交付金の強化事業の活用期間は短く、補助率も低いものであり、更にメニューも限定されたものとなっています。また、強化交付金の推進事業では、旧地方消費者行政推進交付金の継続事業を補助対象としていますが、活用できる期間は限定されているとともに、地方自治体からの要望額に満たない予算状況となった年もあり、今後も同様な状況が懸念されます。

については、今後、財源不足による地方消費者行政の著しい後退が懸念されていることから、次の事項について、特段の措置を講じていただきたい。

- 1 地方消費者行政を安定的に推進できるよう、長期的な支援を行っていただきたい。
- 2 地方消費者行政の維持・強化が引き続き図られるよう、地方消費者行政強化交付金強化事業を全額補助とし、かつ、自治体ニーズを反映して用途を拡大していただきたい。具体的には、旧地方消費者行政推進交付金で対象となっていた消費生活相談員の人件費や幅広い消費者教育・啓発等に係る費用を対象に加えていただきたい。

(生活こども部)

8 子ども・子育て支援新制度等の推進について

〔内閣府、文部科学省、厚生労働省〕

子ども・子育て支援新制度は、令和元年10月から始まった幼児教育・保育の無償化とともに、子どもの健やかな育ちと子育て世帯を応援することを目的とした、人口減少社会の中での主要な取組の一つとなっています。

新制度では、「量の拡充」と「質の向上」を進めるためには1兆円超の予算が必要とされていますが、制度施行後、6年を経過した現在でも0.3兆円の財源は確保されていません。また、無償化に伴い、市町村及び保育施設の事務負担が更に増しています。

については、新制度の円滑な推進及び幼児教育・保育の無償化の維持・運営のため、次の事項について特段の措置を講じていただきたい。

- 1 新制度における「量の拡充」と「質の向上」に係る施策の一層の充実のため、必要な財源を早急に確保していただきたい。
- 2 質の高いサービスの提供及び保育士等の勤務環境の改善のため、保育所等における1歳児、4歳児及び5歳児に係る職員配置の充実を図っていただきたい。
- 3 幼児教育・保育の無償化の実施に伴う市町村や保育施設の事務負担を軽減するため、関係者から意見を聴取し、実態把握の上、その改善に努めていただきたい。

(生活こども部)

9 児童養護施設等における職員配置の充実について

〔厚生労働省〕

家庭的養育の推進により、施設においては小規模化、地域分散化及び高機能化が求められる中、人員配置基準の改善が継続して行われ、平成28年度の支弁要綱改正では、直接処遇職員の人員配置の最低基準を超えて配置した場合により高い単価によって児童保護措置費が支弁される「配置改善加算」が定められました。

しかしながら、一時保護所など一部を除き、現在の配置改善加算の要件に該当したとしても質の高い個別的ケアを行うに十分な職員数が確保できているとは言いがたく、児童の安全や指導のため施設職員に重い負担を強いている状況です。

については、施設における「できる限り良好な家庭的環境」を確保し、質の高い個別的なケアを行うため、次の事項について特段の措置を講じていただきたい。

- 1 職員配置改善加算の上限を拡張し、現行の基準よりも高い人員配置を行った施設に対し、加配職員に係る人件費等の加算をつけていただきたい。

(生活こども部)

10 自画撮り被害防止について

〔内閣府〕

次代を担うべき青少年の健全な育成は、社会の発展に不可欠な普遍的課題であり、その発達段階に応じた良好な社会環境整備と、青少年に対する適切な支援等の配慮が必要となります。

現在、インターネット利用環境は急激に変化し、恩恵が多い反面、連日、インターネットに関連する事件が数多く報道されている情勢からも、その利用には危険が伴っています。

なかでも、脅されたり、だまされたりするなどして、青少年が自分の裸体等をスマートフォン等で撮影させられた上、メール等で送られる、いわゆる「自画撮り」の被害にあう児童数は依然として高い水準にあり、データがインターネット上に掲載されれば、その特性から完全に消去することは難しく、被害児童は将来にわたって心身や生活に影響を受けるおそれがあります。

しかしながら、刑法上の「脅迫」や「強要」に該当しないやり方（情に訴え、困惑させるなど）で要求されていることも多く、「児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律」では、画像が加害者に届くまでは規制できないのが現状です。

そのため、多くの都道府県が条例によって要求行為を規制していますが、インターネットの特性から被害者と加害者の居住地が広域化し、地域限定の条例では実効性に乏しい場合が生じることから、全国で統一的に規制をかける必要があります。

については、青少年の有害環境対策として、次の事項について特段の措置を講じていただきたい。

- 1 自画撮り勧誘行為をする側（犯人側）への対策として、罰則を伴う法律整備を行っていただきたい。

(生活こども部)

11 医師の偏在解消に向けた取組について

〔厚生労働省、文部科学省〕

本県は、医師偏在指標に基づく「医師少数県」に位置づけられており、特に若手医師については、全国的に増加傾向になる中、本県では減少傾向にあるなど、依然として県内の医師不足は厳しい状況にあります。

こうした状況を踏まえ、本県では、「ドクターズカムホームプロジェクト」を立ち上げ、知事が先頭に立って、これまで以上に、若手医師を始めとした医師の確保に取り組んでいるところです。その結果、本年4月に県内病院で採用された臨床研修医数は、現行制度が始まった平成16年度以降最多を記録するなど、大きな成果を上げ始めています。

しかしながら、地方の医師不足の背景には、医師の都市部への集中という構造的な問題があります。また、医師の働き方改革の推進や新型コロナウイルス等の新興感染症の発生を考慮すると、地域の医療提供体制の維持・充実には、さらに多くの医師の確保が不可欠です。

本県の医師確保の取組が更に実効性のあるものとなるよう、国も主体的に医師の偏在解消に取り組んでいただきたく、次の事項について、特段の措置を講じていただきたい。

- 1 医学部定員の見直しに当たっては、必要な医師が将来に渡って十分に確保されるよう、恒久定員内への地域枠設置等を要件とすることなく、地域枠設置に伴う医学部定員増の措置を継続するようお願いしたい。
- 2 医師が都市部に集中する構造的な問題の解消など、国が主体的となって都道府県間の医師偏在解消に取り組んでいただきたい。また、県が取り組む医師の確保・偏在対策に対し、十分な財政支援を行うとともに、県が早期に事業着手できるよう、地域医療介護総合確保基金については、年度早々に交付決定していただきたい。

(健康福祉部)

12 災害時の福祉的支援の広域ネットワーク構築について

〔厚生労働省〕

近年、大規模な災害が頻発しており、各都道府県では、東日本大震災や熊本地震、平成30年7月豪雨等の事例を踏まえ、福祉支援ネットワークの構築や、保健医療活動チームの派遣調整機能の強化を進めています。

しかしながら、大規模災害時には都道府県の枠を超えた相互支援が求められることから、支援活動等を効果的・効率的なものとするためには、基本的な支援の内容や手順などの全国的な標準化を更に推進する必要があります。

については、次の事項について特段の措置を講じていただきたい。

- 1 災害派遣福祉チームの派遣に当たっては、都道府県域を超えた広域的な支援調整が必要となることから、原則として国が一元的に調整を行っていただきたい。
- 2 避難所等における二次的な健康被害の発生を防止する上で、福祉的支援や保健活動は必要不可欠であることから、災害救助法を含めた法的な支援として明確に位置付けをお願いしたい。

(健康福祉部)

13 生活保護における居住地特例対象施設の拡大について

〔厚生労働省〕

平成31年4月の制度改正により、特定施設入居者生活介護又は介護予防特定施設入居者生活介護を行う場合に限り、有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅（以下、「有料老人ホーム等」という。）に居住地特例が適用されることになりました。

しかし、この改正により、本県の特定施設入居者生活介護又は介護予防特定施設入居者生活介護を行わない有料老人ホーム等には、斡旋業者が仲介して都市部の自治体から被保護者を転居させるなど、生活保護の実施責任を本県内の自治体に移管してくる事例が散見されるようになり、このことが生活保護費の1/4を負担している施設所在地の自治体において、生活保護費の財政負担を増大させる一因になっています。

有料老人ホーム等は、高齢者の自由な選択により入居できる住居ですが、現在は、単身での生活が難しい要介護度の高い被保護者も生活する場となっており、生活保護費の範囲内で入居できる施設も多数あります。このままでは、施設が所在する自治体が過大な財政負担を負うほか、担当ケースワーカーの人員配置など、マンパワーの確保も迫られることとなるので、施設が所在する自治体の負担軽減のため、次の事項について、特段の措置を講じていただきたい。

- 1 介護保険法による住所地特例の対象施設について、生活保護の居住地特例の対象としていただきたい。

(健康福祉部)

14 介護人材確保対策について

〔厚生労働省〕

介護人材確保は喫緊の課題であり、本県においても地域医療介護総合確保基金の活用等により取組を進めているところですが、高齢化社会の進展による介護サービス需要の増加に加え、労働力人口の減少に伴う担い手不足が見込まれ、介護人材確保は一層厳しくなることが予測されています。

また、新型コロナウイルス感染症への対応により、介護職員の業務負担が増加しており、将来にわたり安定的に介護サービスを提供するには、若年世代の介護職への参入促進を強力に進めるとともに、外国人材の円滑な受入れを促進する必要があります。

国においては、「介護職員等特定処遇改善加算」の創設など介護職員の処遇改善が図られておりますが、介護人材の確保対策が更に実効性のあるものとなるよう、次の事項について特段の措置を講じていただきたい。

- 1 介護分野で中核的な役割を担う介護福祉士を目指す若者の参入を促進するため、介護福祉士修学資金の返還債務免除要件である介護業務の従事期間を短縮していただきたい。
- 2 介護分野における技能実習生については、原則として実習開始から6か月を経過するまで、介護報酬上の配置基準の算定に含めることができないことから、技能実習生を受入れている事業者の経済的負担の軽減に繋がる支援策を講じていただきたい。
- 3 介護従事者の参入を促進し、将来の展望を持って業務に従事できるようにするため、介護従事者全体の処遇改善に確実につながることが担保される恒久的な制度を構築するとともに、国において必要な財源を確保していただきたい。

(健康福祉部)

15 A Y A世代のがん患者及びがん経験者への支援について

〔厚生労働省〕

がん対策基本法に基づく「がん対策推進基本計画」において、国は、新たな課題の一つとして、A Y A世代のがんへの対策を盛り込んでおり、「がん患者が住み慣れた地域社会で生活をしていく中で、必要な支援を受けることができる体制整備を目指す」としています。

この世代に発症するがんについては、その診療体制が定まっておらず、年代によって、就学、就労、生殖機能等の状況が異なることから、国は、診療体制や相談体制の整備に取り組むこととしています。

一方、この世代特有の医療や療養等に係る経済的な負担が生じる場合があることから、次の事項に関して特段の措置を講じていただきたい。

- 1 在宅療養している20歳以上40歳未満の末期がん患者は、小児慢性特定疾病医療費助成制度、介護保険制度いずれの対象にもならず、公的支援制度の狭間となっていることから、介護保険サービスと同等の助成制度を創設していただきたい。
- 2 外見ケアは、就労などの社会参加を後押しする上で有用であることから、その費用を公的医療保険や所得税の医療費控除の対象としていただきたい。
- 3 子宮頸がんは、罹患率、死亡率ともに近年、若年層で増加傾向にあることから、今後のHPVワクチン接種の在り方について早急に方向性をお示しいただきたい。

(健康福祉部)

16 認知症施策の加速的な推進について

〔厚生労働省〕

団塊の世代全てが75歳以上となる2025年には、認知症の人が全国で約700万人になると見込まれており、認知症施策の推進は、国・地方を挙げて取り組むべき、超高齢社会における最重要課題の一つです。

国においては、認知症施策推進大綱が取りまとめられ、「共生」と「予防」を車の両輪として施策を推進していくこととしていますが、現在、新型コロナウイルス感染症の拡大により、認知症の人の症状の進行や家族の介護負担の増大などが危惧される状況にあります。コロナ禍にあっても、認知症の人と家族を地域全体で支える地域包括ケアシステムの更なる推進は非常に重要と考えることから、次の事項について特段の措置を講じていただきたい。

- 1 認知症を正しく理解するための啓発や、認知症の人や家族の視点を重視しながら、認知症になっても希望を持って日常生活を過ごせる社会を目指した前向きなメッセージをマスメディア等により強力に発信してください。
- 2 若年性認知症の人がそれぞれの状態に応じた就労が継続できるよう、企業の認知症に対する理解を促進してください。

(健康福祉部)

17 自殺対策の更なる推進について

〔厚生労働省〕

自殺は、個人の問題ではなく社会全体で取り組むべき重要な課題であり、平成18年に自殺対策基本法が制定され、自殺総合対策大綱に基づき「誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現」を目指して、国及び地方公共団体が一丸となって対策に取り組んでいるところです。

本県ではこれまで、3次にわたり群馬県自殺総合対策行動計画を策定し、市町村や関係団体と協力しながら総合的な自殺対策を推進してきており、自殺死亡率（人口10万人対）はピーク時の28.1（平成15年）から、令和元年度は18.9と改善傾向にあるものの、全国（15.7）に比べ依然として高い状態にあります。

また、新型コロナウイルス感染症の流行による先の見通せない心理的不安等から自殺リスクは高まっており、警察庁が公表した令和2年の全国の自殺者数は10年ぶりに増加し、特に女性や若者の自殺が増えていることから、自殺対策は国・地方を挙げて取り組むべき、最重要課題の一つです。

については、地方公共団体や民間団体が地域の実情に応じた取組を加速させるため、次の事項について特段の措置を講じていただきたい。

- 1 「地域自殺対策強化交付金」及び「自殺対策費補助金」の財源措置を継続するとともに地方の負担軽減を図るなど、自殺対策に必要な財源措置を講じていただきたい。

（健康福祉部）

18 障害児者が地域で安心して生活できる支援体制の整備について

〔厚生労働省〕

障害児者が住み慣れた地域において、安心して生活を送るためには、障害の特性やニーズに応じた適切なサービスが受けられるよう、日中活動の場やグループホーム等の施設整備を始め、地域における支援体制の整備が急務となっています。

殊に、特別な配慮が必要となる強度行動障害児者の支援にあたっては、利用者及び支援者の安全確保や施設の耐久性を増すための強化ガラス、ソフト材等を使用するなど、通常よりも多くの施設・設備整備費が必要となっています。

また、医療的ケアを必要とする重度の心身障害児者に対しては、地域における適切な支援体制を確立するため、介護に携わる家族のレスパイトの充実など、環境整備を進めるための更なる支援の拡充が求められています。そのため、医療機関に対してサービスの実施を働きかけていますが、診療報酬と比較して、報酬単価が低いことや、医療費措置等を行った際に必要な診療報酬が請求できないことから、実施は困難な状況です。

については、次の事項について特段の措置を講じていただきたい。

- 1 日中活動の場やグループホーム等、地域のニーズを踏まえた計画的な施設整備を促進するため、社会福祉施設等施設整備費補助金等による支援施策について、継続して充実を図っていただきたい。
- 2 強度行動障害児者への支援や対応は様々な困難を伴うことを踏まえ、強度行動障害の利用者を受け入れるために行う施設改修等の費用を、社会福祉施設等施設整備費国庫補助金の基準単価に反映させていただきたい。
- 3 医療型短期入所施設の設置促進のため、医療型短期入所サービス費について、適正な報酬上の評価をしていただきたい。

(健康福祉部)

19 国による福祉医療制度の創設及び国庫負担金等の削減措置の廃止について

〔厚生労働省、内閣府、総務省、財務省〕

子ども、重度心身障害者、ひとり親家庭等の福祉医療に関わるセーフティネットは、社会保障政策として国が責任を持って制度を構築すべきものでありますが、全国の自治体で地方単独の福祉医療費助成制度として実施されています。

群馬県においても、市町村と連携し、中学校卒業までの子どもや、重度心身障害者等の医療費を無料化し、早期受診による慢性疾患の重症化防止などに効果を上げています。

一方、国では、このような医療費助成(現物給付方式)の取組に対して、国民健康保険国庫負担金等を削減するペナルティを科しており、地方自治体による子育て環境づくりや障害者等の支援の取組を阻害しています。

こうした状況に対して、国では、平成30年度からの未就学児に係る削減措置を廃止したものの、それ以外の削減措置は継続され、国による福祉医療制度創設についての方向性等も示されていません。また、重度心身障害者やひとり親家庭等に係る医療費助成の取組については、十分な検討もされていません。

については、次の事項について特段の措置を講じていただきたい。

- 1 子ども、重度心身障害者、ひとり親家庭等が安心して医療を受けられるよう、国として、福祉医療制度を早急に創設していただきたい。
- 2 地方の取組の意義と現実を評価し、すべての国民健康保険国庫負担金等の削減措置を直ちに廃止していただきたい。

(健康福祉部)

20 国民健康保険保険税率の統一に向けた取組について

〔厚生労働省〕

国民健康保険制度は、個々の加入者の助け合いにより支えられる仕組みであり、制度を安定的かつ持続可能なものにしていくためには、加入者が保険税等の負担を等しく公平に分ち合い、納得感が得られる仕組みとすることが不可欠です。

平成30年度に行われた国民健康保険制度改革により、財政運営は都道府県単位とされた一方で、国保加入者が負担する保険税については、市町村ごとの医療費の多寡が反映されていることを始め、課税方法や収納率の違いなどから、市町村間で格差が残されているところです。

特に収納率については、外国人加入者が多い市町村ほど低い傾向が見られ、そのことが収納率の市町村格差を生じさせ、都道府県における保険税率の統一の大きな障害となっています。外国人は、就労や就学の関係から特定の地域に集中して居住する傾向が強く、外国人加入者に由来する収納率の問題は、市町村の努力や都道府県による調整などで解決できるものではありません。

このため、将来的には、保険税を都道府県単位で賦課する仕組みを導入するなど、国の責任において、都道府県内の国保加入者が保険税等の負担を等しく分ち合う制度を構築することが必要と考えますが、まずは、国において、次の事項について早急に特段の措置を講じていただきたい。

- 1 保険税率の統一に向けて、しっかりとした「統一の定義」を示すとともに、「収納率の格差の調整方法」など具体的な方策をお示しいただきたい。
- 2 日本人世帯主と外国人世帯主とで、収納率を始めとした格差が生じている実態をしっかりと把握していただきたい。

その上で、外国人加入者の構成率が高い等の特殊事情を抱える市町村を含めた統一について、具体的な方策をお示しいただきたい。

(健康福祉部)

21 プラスチックごみ削減について

〔経済産業省、環境省、農林水産省〕

近年、マイクロプラスチックによる海洋生態系への影響が懸念されており、世界的な課題となっています。1950年以降、世界で生産されたプラスチック類は83億トン超で、63億トンがごみとして廃棄されたとの報告があります。

また、毎年約800万トンのプラスチックごみが海洋に流出しているという試算もあります。さらに、2017年末の中国をはじめとする外国政府による使用済みプラスチック等の輸入禁止措置等の影響を受けて、国内における廃プラスチック類の処理が逼迫しています。

さらに、新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、テイクアウト用容器等のワンウェイプラスチックのニーズが増加傾向にあり、プラスチックごみの排出量増加が懸念されます。

こうした状況を踏まえ、国では、2021年6月、プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律を制定し、プラスチック使用製品の設計から廃棄物の処理までに関わるあらゆる主体におけるプラスチック資源循環の取組を促進するための措置を講じるとしています。

一方、本県では、2050年に向けた「ぐんま5つのゼロ宣言」において、宣言4「プラスチックごみゼロ」を掲げ、環境中に排出されるプラスチックごみをなくすことにより、水源県としての役割を果たすこととしました。

については、プラスチックごみ対策がより一層推進されるよう、次の事項について特段の措置を講じていただきたい。

1 プラスチックの生産から流通、消費、廃棄に至るまでのライフサイクルを通じた資源循環を早期に構築するとともに、次のような仕組みを整備していただきたい。

(1) プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律の施行に伴い、市町村の実情を勘案したガイドライン等の整備及び市町村の新たな負担に対する財政措置等の支援

(2) 容器包装リサイクル制度を実効あるものとするため、国の削減目標を設定し、全ての関連事業者に定期報告の義務を拡大

2 内陸県と沿岸都県とが連携して広域的な海洋ごみ発生抑制対策を継続して推進するため、海岸漂着物等地域対策推進事業などの財政支援を拡充していただきたい。

3 セルロースナノファイバー、改質リグニンなど、森林整備の推進にも貢献する木材由来のプラスチック代替素材の商業化に向けた技術開発や製造に対する財政支援を講じていただきたい。

(環境森林部)

22 食品ロス対策について

〔環境省、農林水産省、消費者庁〕

食品ロスの削減については、SDGsでも削減目標が掲げられ、その達成が国際的にも重要な課題となっています。

国内では、令和元年10月に食品ロスの削減の推進に関する法律が施行され、各地方公共団体にも食品ロス対策の積極的な取組が求められています。

食品ロス削減の更なる推進には、地方公共団体が食品ロスの実態を把握し、実効性のある取組を実施する必要があります。

また、生活困窮者等に食品を提供するフードバンクは、食品を有効活用する役割も期待されますが、活動自体から収益を得ることができないため、フードバンク活動の支援策が必要です。

新型コロナウイルスの感染拡大の影響等により、フードバンク活動の重要性はますます高まっています。

については、各地方公共団体の食品ロス対策がより一層推進されるよう、次の事項について特段の措置を講じていただきたい。

- 1 各地方公共団体が食品ロス発生量を把握し、実効性のある取組を実施できるよう次のような仕組みや方法を構築していただきたい。
 - (1) 全ての食品関連事業者が食品ロス発生量を国又は地方公共団体に報告・公表する制度
 - (2) 国又は地方公共団体が事業者に対し、指導・助言等を行う法的裏付け
 - (3) 世帯構成や地域別の食品ロス発生量の推計モデルの作成など、家庭系の食品ロスについての統一的な推計方法

- 2 生活困窮者等の支援が必要な人と食品提供者とをつなぐフードバンク活動への財政支援等、基盤強化に向けた支援制度を構築していただきたい。

(環境森林部)

23 旅館業に係るほう素及びふっ素の排水規制対策について

〔環境省〕

平成13年7月1日に水質汚濁防止法に基づく有害物質にほう素及びふっ素が追加されて排水基準が設定されました。一方で、当該基準への対応が困難とされる一部の業種に対しては、暫定排水基準が設定されてきましたが、平成25年7月に自然湧出以外の温泉排水のふっ素について、暫定排水基準が強化されました。

現在の暫定排水基準は令和4年6月末で期限が切れますが、温泉を利用する旅館業にあっては、低廉で実用可能な排水処理技術が普及していない現状で、排水基準が強化された場合、その影響は大きく、観光資源としてばかりでなく、歴史的文化としての温泉利用にも多大な支障が生じるものと予想されます。

については、排水中のほう素及びふっ素に係る規制に当たっては、次の事項について特段の措置を講じていただきたい。

- 1 旅館業に係るほう素及びふっ素の排水について、経済性を考慮した実用可能な処理技術の確立を急ぐとともに、広くその普及を図っていただきたい。
- 2 旅館業に係るほう素及びふっ素の暫定排水基準の見直し及び一般排水基準の適用に当たっては、実用可能な排水処理技術の確立及び普及状況を十分に考慮していただきたい。

(環境森林部)

24 低濃度PCB廃棄物等の適正処理推進に向けた支援等について

〔経済産業省、環境省〕

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（以下「PCB特別措置法」という。）により、低濃度PCB廃棄物の処分期間は令和8年度末までと定められています。

現状では、低濃度PCB廃棄物の処理費用や、使用中の低濃度PCB含有電気工作物の代替機器の購入費用についての支援制度がありません。また、使用中の低濃度PCB含有電気工作物については、その使用の制限に関する法的な定めがありません。

新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、中小企業者等の事業活動に重大な影響が生じている中、このままでは、処分期間内に処分できなくなるおそれがあることから、次の事項について特段の措置を講じていただきたい。

- 1 中小企業者等に対する次の支援制度を創設していただきたい。
 - (1) 低濃度PCB廃棄物の収集運搬及び処分に係る処理費用
 - (2) 低濃度PCB含有電気工作物の代替機器購入費用
 - (3) PCB含有のおそれがある電気工作物の絶縁油に含まれるPCB濃度の測定費用

- 2 PCB特別措置法及び電気事業法等に次の措置を規定していただきたい。
 - (1) PCB含有のおそれがある電気工作物の絶縁油に含まれるPCB濃度の測定義務化
 - (2) 低濃度PCB含有電気工作物の毎年度の管理状況（廃止予定年月）の届出等
 - (3) 低濃度PCB含有電気工作物の使用期限の設定
 - (4) 電気主任技術者による低濃度PCB含有電気工作物の有無の確認

(環境森林部)

25 特定外来生物クビアカツヤカミキリ対策について

〔環境省、農林水産省〕

特定外来生物クビアカツヤカミキリは、幼虫がサクラやウメ、モモなどの樹木に入り込み、木の内部を食い荒らす外来昆虫です。加害された木は衰弱し、枯死してしまうため、観光や農業、倒木による人身・建物被害など、多岐にわたる影響が懸念されています。

国内では、平成24年の初確認以降、令和3年3月末までに全国11都府県に拡がり、うち関東では5都県で確認されています。繁殖力や移動分散能力が高く、被害の拡大が懸念されるため、発生地域においては、積極的な防除や啓発に取り組んでいるところですが、効果的な防除方法が確立されておらず、また、十分な対策を行うためには相当額の経費を要します。

そこで、クビアカツヤカミキリによる被害の拡大を防止するため、次の事項について特段の措置を講じていただきたい。

- 1 有効な防除方法について、国が主体となって研究・開発を進め早急に確立するとともに、統一的かつ効果的に活用できるよう、マニュアル化していただきたい。
- 2 防除対策を、被害の終息まで継続して効果的かつ効率的に実施できるよう、環境省の「生物多様性保全推進交付金」の拡充又は新たな補助制度の創設など、防除対策の必要経費に対する支援の充実を図っていただきたい。
- 3 行政区域を越えた防除対策が必要であることから、関係省庁が連携の上、発生情報や先進的な取組等を国が積極的に収集し、速やかに関係自治体に共有するための広域防除連絡体制を整備するとともに、被害の実態を周知するため、国においても積極的な普及啓発を行っていただきたい。

(環境森林部)

26 地域の木材を使ったZEH及びZEBの推進について

〔農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省〕

2050年カーボンニュートラルを実現するためには、温室効果ガス排出量の約30%を占める家庭部門と業務部門において、一層の省エネ・創エネを推進する必要があります。

令和3年4月改正後の「建築物のエネルギー消費性能向上に関する法律」（以下「建築物省エネ法」という。）では、延べ面積300㎡未満の非住宅建築物及び全ての住宅には、省エネ基準適合の義務がありません。

その上、断熱・遮熱性能（外皮性能）に係る基準については、全ての建築物について適合が義務付けられていません。

また、住宅などの建築物においては、省エネ・創エネによって消費する年間のエネルギー収支がゼロのZEH、ZEBの推進が重要となります。

さらに、建築物の構造材や内装材に地域の木材を利用することで、二酸化炭素の固定や輸送時等のエネルギー消費も削減できます。それに加え、木材の地産地消を通じて、新たな事業や雇用を生み出し、資源と資金が循環する「地域の木材による自立分散型社会」の実現にもつながります。

については、次の事項について特段の措置を講じていただきたい。

- 1 建築物省エネ法における省エネ基準適合義務の対象を全ての建築物に直ちに拡大していただきたい。また、外皮性能についても、全ての建築物を対象に基準を設け、直ちに義務化していただきたい。特に、住宅については、再生可能エネルギーの導入を要件としたZEHの基準への適合を直ちに義務化していただきたい。
- 2 ZEH、ZEB化を誘導するため、新築、既存に関わらず、税制優遇措置を講じていただきたい。
- 3 ZEH、ZEBの普及のために、新築、既存に関わらず、関係省庁の補助金を組み合わせて活用できるよう制度を検討していただきたい。

4 構造材や内装材に地域の木材を使ったZEH、ZEBを推進する都道府県の取組に対する支援制度を創設していただきたい。

(環境森林部)

27 外国人技能実習制度における、冬期の一時帰国を含めた技能実習2号計画の容認について

〔厚生労働省、法務省、農林水産省〕

大規模経営が多い高原野菜産地では、多くの外国人技能実習生を受け入れています。婦恋村のような高原キャベツ産地では、生産と販売が連携した農業経営が実践されており、技能実習生にとっては、栽培技術だけでなく、販売や経営手法など大規模農業経営を学ぶ最良な地域となっています。

しかし、高原野菜産地では、春から秋にかけては農繁期ですが、冬期は低温・降雪で実質的に営業休止状態となり、農業経営を学ぶ期間が7～9か月程度と制限されるため、技能実習1号のみを単年修了して帰国する実習生がほとんどであります。そのため、技能実習2号に移行し、更なる栽培技術や農業経営の習得ができない状態となっています。

これは、技能実習2号計画に、一時帰国を含めた計画が認められていないためであり、高原野菜産地で、大規模農業経営を深く学びたいと考える外国人にとって不利益であると考えられます。

また、新たな外国人材を受け入れる制度である「特定技能」では、多くの技能実習修了者からの移行が見込まれていますが、技能及び日本語能力の試験免除の対象者は、3年間の技能実習を良好に修了した者となっております。当制度を有効に活用するためにも、技能実習1号の1年に加え、2号実習により、さらに2年の経験を積むことで通算3年間実習できる環境づくりが必要とされています。

以上のことから、次の事項について特段の措置を講じていただきたい。

- 1 外国人技能実習制度については、営業休止期間を有する高原野菜産地の特殊性を考慮し、冬期の一時帰国を含めた技能実習2号計画を容認していただきたい。

(農政部)

28 農地中間管理事業について

〔農林水産省〕

農地中間管理機構（以下「機構」という。）を活用した担い手への農地の集積・集約は、本県においても浸透してきており、比例して機構及び委託先の市町村の事務量及び管理費が増加していますが、地方がこれに伴って、機構の運営等に必要な補助金を増額させることは困難な状況にあります。

今後も、農地貸借の中核機関として機構が機能し、地域における農地利用の最適化に寄与し続けるために、機構の管理運営に必要な予算が確保され、安定的な事業の継続が図られる必要があります。

については、次の事項について特段の措置を講じていただきたい。

- 1 農地中間管理機構に対する予算を確実に確保し、今後も継続して事業の拡大を図るため、地方事務費に対する補助について十分な予算を措置するとともに、国の補助率を引き上げていただきたい。

(農政部)

29 機構集積協力金交付事業について

〔農林水産省〕

機構集積協力金（地域集積協力金）は、各地域において、農地中間管理機構を活用した農地集積・集約化を推進する上で、非常に有効なインセンティブとして機能してきました。

しかしながら、平成31年4月の農地集積・集約化対策事業実施要綱改正により、交付要件、単価、交付対象面積の算出方法等が大幅に見直され、十分な機能を発揮できない状況にあります。

本県では、地域の合意形成をしながら、複数年をかけて農地集積の計画を進めることが一般的であることから、当該年度分だけを交付基準の積算対象とする現行制度では、集積の実態を反映した交付ができない状況にあります。

については、次の事項について特段の措置を講じていただきたい。

- 1 交付対象面積の算定にあたり、交付対象期間を単年度に限定せず、従前と同様に複数年も認め、農地中間管理機構を活用して担い手に集積した農地の全てを交付対象とする制度に戻していただきたい。

(農政部)

30 施設園芸等を行う担い手への支援策について

〔農林水産省〕

園芸作物は、本県の農業産出額の4割以上を占める基幹部門となっており、認定農業者を中心に支援を行っています。

現在、個別経営体を支援する国庫事業として、「強い農業・担い手づくり総合支援交付金」のうち「地域担い手育成タイプ」及び「先進的農業経営確立支援タイプ」が措置されていますが、「被災農業者支援型」と同じ予算枠となっていることもあり、競争が年々厳しくなっております。

また、配分基準に「付加価値額」の考え方が導入されるなどの改善が図られたものの、依然、米麦など土地利用面積の大きい経営体に有利であり、施設園芸など土地利用面積は少なくとも面積あたりの収益の高い経営体は不利となるケースが多い状況です。

については、「強い農業・担い手づくり総合支援交付金」に係る次の事項について、特段の措置を講じていただきたい。

- 1 「強い農業・担い手づくり総合支援交付金」における「地域担い手育成タイプ」及び「先進的農業経営確立支援タイプ」については、「被災農業者支援型」と切り離した上で、十分な予算確保をしていただきたい。
- 2 米麦など土地利用面積の大きい経営体と施設園芸など土地利用面積は少なくとも面積あたりの収益の高い経営体とが公平な競争ができるように、配分基準における経営面積基準について、更なる見直しをしていただきたい。

(農政部)

31 農業人材力強化総合支援事業（農業次世代人材投資事業） について

〔農林水産省〕

農業次世代人材投資事業については、平成24年度に創設された当初の青年就農給付金の時から各種変更を経て、平成29年度から現名称となり、その後も交付要件の厳格化及び中間評価の導入などが行われてきました。

農業の担い手を育成することは、重要な政策課題ですが、効果が現れるのには一定時間を要します。就農希望者が安心して農業を目指していくためには、地域を挙げての支援とともに、本事業を継続し、事業実施に向けた十分な予算配分が行われることが必要です。

しかし、ここ数年、要望額を下回る予算配分が実施されたため、結果として採択遅延等の混乱が生じ、就農希望者の人生設計に対し大きく影響を与える状況となりました。

については、新規就農者確保のため、次の事項について、特段の措置を講じていただきたい。

- 1 現行制度については、令和3年度に終期設定がなされているが、令和4年度以降も事業を継続していただきたい。
- 2 就農可能性を見極めた上で、必要額を精査し要望額を報告しているため、満額の予算配分をしていただきたい。

(農政部)

32 野生鳥獣被害対策の取組強化について

〔農林水産省〕

野生鳥獣による農作物等の被害は深刻化、広域化しており、本県では「守る対策」として侵入防止柵の整備や耕作放棄地の解消など地域ぐるみでの対策を推進するとともに、「知る対策」として鳥獣被害対策技術研修の充実を図り、地域指導者の育成に取り組んでいます。

また、「捕る対策」として、第二種特定鳥獣管理計画において捕獲目標を設定し捕獲強化に取り組むとともに、令和2年の「野生鳥獣の捕獲の抜本的な強化について」（農林水産省農村振興局長通知）を受け、イノシシ、ニホンジカを中心に集中的な捕獲対策に取り組んでいます。

特にイノシシについては、令和3年4月、県内飼養豚において、2例目となる豚熱感染が確認されたことから、豚熱まん延防止に係る緊急対策として、新たに4月補正予算を追加し、通報機能付きくくりわなを活用した有害捕獲活動を市町村と連携して実施するとともに、県独自にICTを活用した捕獲機器の開発・実証に取り組み始めたところです。

しかしながら、捕獲の担い手不足により十分な捕獲活動を実施できない地域が多くなっており、捕獲従事者の高齢化により捕獲作業の労力負担が大きくなっています。

については、次の事項について特段の措置を講じていただきたい。

- 1 労力負担を軽減した捕獲作業を推進するため、ICT等を活用した効率的かつ低コストで普及性の高い捕獲技術の更なる開発・実証を行い、その技術を普及・推進していただきたい。
- 2 総合的な被害対策を更に推進するため、鳥獣被害防止総合対策交付金の十分な予算を確保するとともに、ICT捕獲機器の導入推進のため、通信費用についても補助対象としていただきたい。

(農政部)

33 普及事業の取組強化について

〔農林水産省〕

農業を取り巻く環境が大きく変化する中、農業現場では、人と農地の課題解決、スマート農業技術の導入、中山間地域の活性化、気候変動や災害などへのリスク対応等、国と県が協力して取り組むべき課題が山積しています。

これらの課題解決に向けた取り組みを効率的に進めるには、地域で直接農業者に接し、課題の解決に取り組む普及組織の役割が一層重要となっています。しかしながら、数年後には急激な世代交代による経験の少ない職員の割合が高まることが見込まれ、普及指導員の育成が急務となっています。

については、次の事項について特段の措置を講じていただきたい。

- 1 農業政策の推進に不可欠な普及事業に要する協同農業普及事業交付金、並びにスマート農業技術などを導入・実証するための普及関係事業予算については、十分な財政措置を継続的に講ずるとともに県への配分については、不公平感のない算定指標としていただきたい。
- 2 スマート農業等の先進技術の普及や若手職員の早期育成について、国の研修の重要性は益々高まっています。コロナ禍であるため、全国共通で多くの普及指導員の資質向上が図れるよう、リモートを主体とした研修を充実・強化していただきたい。

(農政部)

34 野菜価格安定制度と農業経営収入保険制度の同時加入について

〔農林水産省〕

「野菜価格安定制度」により、野菜価格の下落時にあらかじめ積み立てた資金から補給金が交付されることで、野菜産地の生産量維持・拡大及び、計画出荷の推進が図られています。そのため、本制度は、消費者への野菜の安定供給及び野菜経営の安定化に寄与しています。

しかし、野菜経営においては価格下落以外にも、自然災害による作付不能、農業者自らの病気や事故による収穫不能等といった様々なリスクが存在しますが、同制度ではこうしたリスクに対して補償することができません。

一方、平成31年1月に新たに創設された「農業経営収入保険制度」は、「野菜価格安定制度」では補償されない、自然災害や傷病等による減収にも対応しており、総合的なセーフティネットとして機能しています。ただし、特例措置を除き、「野菜価格安定制度」との同時加入は認められていません。

そのため、野菜経営を安定化させ、国民へ野菜を継続的に安定供給するには、「野菜価格安定制度」に加え、「農業経営収入保険制度」にも加入できることが望ましいと考えます。

については、次の事項について特段の措置を講じていただきたい。

- 1 農業者の経営努力では避けられないリスクに幅広く対応するべく、「野菜価格安定制度」及び「農業経営収入保険制度」の永続的な同時加入を認めていただきたい。

(農政部)

35 水田活用の直接支払交付金の予算確保について

〔農林水産省〕

本県では、平成30年産以降、各産地で需要に応じた生産が行われており、水田活用の直接支払交付金を活用しつつ、本県の特色である二毛作による水田フル活用を推進し、担い手の経営安定に努めています。

また、本年度より担い手の規模拡大や畜産物のブランド力強化、飼料自給率の向上に向け、県産の飼料用大麦の生産と利用を推進したいと考えています。

しかしながら、新型コロナウイルス感染症の影響等による米価の低下や二毛作助成の産地交付金化による助成額の減額など、担い手の生産意欲の低下が懸念されております。

つきましては、担い手が意欲を持ち安心して経営を継続できるよう、次の事項について特段の措置を講じていただきたい。

1 「水田活用の直接支払交付金」については、法律に基づく安定した支援制度とするとともに十分な予算を確保していただきたい。

特に、飼料用大麦に関しては、戦略作物助成の交付単価を飼料用米と同等程度にしていきたい。

2 本県の集落営農法人や大規模生産者等の経営安定に重要な「産地交付金」について、これまでの助成水準を維持できる十分な予算を確保していただきたい。

(農政部)

36 こんにゃく需要拡大のための総合対策について

〔農林水産省、内閣府（消費者庁）、財務省、経済産業省〕

こんにゃくは、本県の畑作地帯における基幹作物であり、中山間地域の重要な特産物であることから、本県では、需要に応じた生産振興・消費拡大に取り組み、生産農家や関連産業の経営安定への支援に努めてきました。

しかしながら、令和元年、2年産とこんにゃくいもの販売価格が低迷し、再生産できる価格を下回る状況が続いています。また、こんにゃく原料業者や製品製造業者においても、以前から続く家庭内消費の減少に加え、新型コロナウイルス感染拡大の影響を受け、業務用需要やお土産販売の低迷による販売及び卸売価格の下落が続き、事業の存続が危ぶまれる状況となっています。このような状態が継続すれば業界全体の衰退が加速され、多くの生産農家が離農を余儀なくされるのみならず、中山間地域を中心とした農業にも甚大な影響が懸念されます。

以上のことから次の事項について特段の措置を講じていただきたい。

- 1 こんにゃくの新たな需要拡大を図るため、こんにゃくの機能性成分の科学的知見を充実させる取組や、消費者の理解促進及び輸出の取組への支援を強化していただきたい。
- 2 消費者に正確な原料の原産地情報を伝えるため、こんにゃく製品の「こんにゃくいも」、「こんにゃく粉」を区分し、それぞれの原産地表示の義務化を法制化していただきたい。

(農政部)

37 蚕糸業の維持継承に向けた取組について

〔農林水産省〕

国は、蚕糸・絹業提携支援緊急対策事業により、蚕糸・絹業提携グループの構築と蚕糸絹業の持続的発展を目指し、国産繭の希少性を活かした純国産絹製品作りを推進してきました。また、令和元年9月に示した「新蚕業プロジェクト方針」において、生産体制の強化や付加価値の高い新たな需要拡大が喫緊の課題であり、繊維及び非繊維分野でのシルク利用促進の取組を行うこととし、両分野を合わせた繭生産量の目標を令和7年200t、令和12年300tと掲げています。

現在、安価な外国産生糸に加えて、コロナ禍の影響により提携グループの活動は厳しい環境におかれ、絹製品等の販売量は激減しています。製糸工場が負担できる繭代も、農家の繭生産費を大幅に下回る状況が続いており、生産（事業）の継続、次の世代への技術の継承が危機的な状況です。

こうした中で、群馬県では、日本一の繭・生糸の生産県として、蚕糸業を維持継承すべく繭代確保対策等を行い、新たな養蚕担い手も現れています。

については、日本の伝統産業である蚕糸業を維持継承するため、次の事項について特段の措置を講じていただきたい。

- 1 繊維分野のシルクの需要拡大と、提携グループ取引の活性化が図れるまでの間、蚕種・繭・生糸生産に関わる各業種に対し、生産技術及び経営を維持するための措置を講じていただきたい。
- 2 コロナ禍のもと、遺伝子組換えカイコ等を活用したシルクの新規利用開発と実用化の加速、需要拡大に結びつける対策を強力的に推進していただきたい。
- 3 新たな養蚕担い手が参入・定着できるよう養蚕資材の斡旋や技術指導、ネットワーク化などの対策を講じていただきたい。

(農政部)

38 内水面養殖業者に対するセーフティーネットの強化について

〔農林水産省〕

群馬県の養殖業は、マス類養殖、コイ養殖、放流用種苗の中間育成を主体としたアユ養殖等で構成され、経営形態は、家族経営による小規模なものが多くなっています。本県の内水面養殖生産量は302トン（令和元年漁業・養殖業生産統計年報）であり、全国16位です。

養殖の要となる水の確保については、河川水を利用している業者が多く、近年の激甚化する集中豪雨、台風等により、飼育池へ土砂の流入からニジマス、イワナ、ヤマメ等の飼育魚の逃亡や死亡、河川の著しい流量増加から取水施設の崩壊と取水不足による飼育魚の酸欠死等により、内水面養殖業に甚大な被害が発生する脅威にさらされています。

さらに、養殖業では疾病による被害も顕著であり、とくにマス類の伝染性造血器壊死症（IHN）のようなウイルス性疾病では、根本的な治療法がないため、死亡率が高くなり、安定生産に支障が生じています。

しかし、国の災害復旧支援事業では、漁業協同組合が管理する共同利用施設以外に十分な支援措置がなされていません。一方、漁業災害補償法に基づく漁業共済制度では、主に海面漁業が対象であり、内水面については、ウナギ養殖以外は対象としていません。また、経営努力では避けられない収入減を補填する保険制度もありません。

以上のことから、内水面養殖業の維持・発展に不可欠なセーフティーネットの強化に向けて、次の事項について特段の措置を講じていただきたい。

- 1 小規模な内水面養殖業者にも対応した災害復旧に係る支援を、拡充していただきたい。
- 2 マス類等の内水面養殖業者も対象とした漁業共済制度の拡充や、養殖経営の安定化のため、収入保険制度を創設していただきたい。

（農政部）

39 取水堰の魚道整備支援について

〔農林水産省〕

群馬県の河川では、農業用水の利用等を促進するため、取水堰が設置され運用されています。取水堰の建設による河川の連続性の分断を防止し、水生生物の生息・生育・繁殖に支障をきたさないように魚道の設置が義務付けられており、堰の管理者又は占有者による魚道の適切な管理が求められています。

県内では、市町村や地元農業団体が管理している農業用取水堰に設置されている魚道について、老朽化による機能低下が進んでいるものも存在します。しかしながら、管理者の財政負担が困難なことから改修が進まない現状になっています。

そのため、国庫補助事業の活用を検討しますが、魚種の制限や増殖実績など、要綱要領で定められている実施要件は、本県のような内水面県における魚類生息や増殖等の状況を見ると、達成が困難です。

については、次の事項について、特段の措置を講じていただきたい。

- 1 魚道整備に係る国庫補助事業について、内水面県でも活用しやすいよう、実施要件の見直しや緩和をしていただきたい。

(農政部)

40 農畜産物等に対する諸外国の輸入規制の早期解除について

〔農林水産省・厚生労働省〕

国では、農林水産物・食品の輸出を農業政策の柱と位置付け、令和2年12月に輸出拡大実行戦略を策定し、2025年2兆円・2030年5兆円の輸出額目標達成に向けて各種施策を講じています。

本県でも「群馬県農業農村振興計画」において、農畜産物等の輸出促進を基本施策及び重点プロジェクトの1つに掲げ、積極的に取り組んでいます。

しかしながら、平成23年3月の福島第一原子力発電所の事故による本県産農畜産物等に対する諸外国の輸入規制は、今も多くの国や地域で継続されたままであり、海外への販路拡大の障壁となっています。

特に東アジアは日本産農畜産物の大きな市場ですが、台湾では本県を含む5県（福島、茨城、栃木、群馬、千葉）産の酒類を除く全ての食品、中国でも本県を含む9都県（宮城、福島、茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、長野）産の全ての食品の輸入禁止措置が継続されています。また、平成30年7月に輸入規制が緩和された香港においても、検査証明書の添付など条件が付されたままです。

以上のことから、本県産農畜産物等に対する輸入規制の早期解除に向け、次の事項について特段の措置を講じていただきたい。

- 1 本県産農畜産物等に対する輸入規制の早期解除に向け、政府間交渉の取組を一層強化していただきたい。

(農政部)

41 豚熱感染拡大防止について

〔農林水産省〕

令和元年9月から野生イノシシへの経口ワクチンの散布は計画的に実施してきましたが、野生イノシシの感染拡大に歯止めがかからず、現在までに本県を含む24都府県で確認されています。

本県における野生イノシシの豚熱感染頭数も徐々に増加し、養豚農場周辺でも確認されていることから、養豚農家は常に豚熱の侵入リスクを抱えながら養豚を営んでいる状況です。

豚熱感染拡大防止の観点から、環境中のウイルス濃度を低減させるためには、経口ワクチンを効果的に散布して、野生イノシシに抗体を付与させる必要があります。しかし、本県に配布されている経口ワクチン量や散布に係る委託費は十分に確保されていないため、岐阜県で豚熱感染した野生イノシシを大幅に減少させた事例のような散布規模での実施は不可能です。

また、現在使用している経口ワクチンは輸入品のため、輸入数量に制限があります。そのため、効果的な散布を実施するために十分な量を確保するには、経口ワクチンの内製化に取り組む必要があります。

については、豚熱の感染拡大防止の観点から、下記のとおり特段の措置を講じていただきたい。

- 1 効果的な散布に必要な量の経口ワクチンを確保・配布するとともに、経口ワクチンの散布に係る十分な予算を確保していただきたい。
- 2 経口ワクチンの内製化に向けた取組を加速していただきたい。

(農政部)

42 農業農村整備事業の推進について

〔農林水産省〕

本県では、豊富な水資源、全国トップクラスの日照時間、標高10mの平坦地から1,400mの高冷地まで広がる耕地を有し、東京から100km圏内に位置するなど、恵まれた環境を生かして、多彩な農業が営まれています。

令和元年の農業産出額2,361億円のうち、野菜の占める割合は約4割の912億円となっており、これまでに整備した農地やかんがい施設等の生産基盤が大きな下支えとなり、野菜産地が形成されるなど、収益性の高い農業が展開されています。

このような中、県では意欲ある担い手の経営基盤を強化し、競争力を高めるため、生産性の高い農地を確保するための農業生産基盤の整備を重点的に取り組んでおり、地域からは農業農村整備事業の計画的かつ着実な推進が期待されています。

しかしながら、国庫補助事業については、令和2年度補正予算と令和3年度当初予算の配分では、補正予算が約6割を占める状況となっていることから、計画的な事業執行に支障をきたしています。

予算確保も喫緊の課題ではありますが、先が見通せない補正予算に頼らざるを得ない状況は、計画的な事業推進に支障が生じるとともに、関係農家及び市町村等との調整事項も多くなり、時間と労力を要するなど、その影響が非常に大きいものとなっています。

については、次の事項について特段の措置を講じていただきたい。

- 1 計画的な事業推進を可能とし、地域要望に応えられるよう必要な令和4年度当初予算を確保していただきたい。

(農政部)

43 国営造成農業水利施設の老朽化対策について

〔農林水産省〕

本県では、鐮川地区（S34～45年）、渡良瀬川沿岸地区（S46～59年）及び赤城西麓地区（S56～H9年）において、国営かんがい排水事業が実施され、これらの事業により造成された農業水利施設が大きな下支えとなり、水稻の安定的な生産が可能になったほか、小玉スイカやほうれんそう、レタス等の大規模な野菜産地が形成されており、本県農業の振興に大きく寄与しています。一方で、これらの農業水利施設は、造成から相当の年数が経過しているため、老朽化が著しく、重要施設の中には耐震性が不足しているものもあることから、計画的な対策が必要となっています。

しかしながら、国営事業で造成された農業水利施設の補修・補強を行う保全対策については、平成28年度から「国営施設応急対策事業」の赤城西麓地区が実施されているのみで、鐮川地区及び渡良瀬川沿岸地区については、対策に向けた調査が実施されているものの事業化には至っていません。

特に、鐮川地区の保全対策については、「国営施設応急対策事業」による事業化を目指し推進してきましたが、各種課題解決に向けた対応やその地元調整に時間を要し、採択期限である令和3年度までに事業化が図れず、本事業での実施ができない状況となっています。

このため、農業水利施設の保全対策に向けて、他の事業による実施も検討していますが、地域の営農状況や事業計画の内容、事業の執行体制、県・市町の財政負担などを考慮すると、「国営施設応急対策事業」がより地域の実情に即した事業となっています。

については、次の事項について特段の措置を講じていただきたい。

- 1 国営事業で造成された農業水利施設の保全対策を計画的、かつ、着実に実施するため、「国営施設応急対策事業」の制度を緩和するとともに、採択期間を延長していただきたい。

（農政部）

44 企業の地方移転促進に係る支援措置の充実について

〔内閣府、内閣官房、総務省、経済産業省〕

地域再生法に基づく支援措置である「地方拠点強化税制」では、東京23区から地方への本社機能の移転や、地方で本社機能を拡充した場合に様々な税制優遇を受けることができますが、地域再生法に基づく県基本計画で定められた対象地域に限定されることや、制度の複雑さなどの要因により、活用が十分に進んでいない現状があります。昨今の新型コロナウイルス感染拡大に伴い、企業では本社機能やオフィスのあり方の見直しが進められています。ニューノーマルに対応するためのテレワーク、ワークライフバランスを改善するためのワーケーションなど、今まで以上に地方で働くことが注目されています。移転の形態や移転先地域のニーズ等も今後さらに多様化することが予想されます。

ついては、「地方拠点強化税制」に係る次の事項について、特段の措置を講じられたい。

- 1 県内全域を対象地域とできるよう制度改正を図っていただきたい。
- 2 設備投資減税の対象施設を福利厚生施設等にも適用可能とするとともに、4～5年の大型の設備投資についても支援対象とできるよう制度改正を図っていただきたい。
- 3 設備投資減税及び雇用促進税制の税額控除・特別償却割合を引き上げるとともに、制度の周知をより強化していただきたい。

(産業経済部)

45 労働力不足企業への人材移動について

〔厚生労働省〕

新型コロナウイルス感染症の影響で人手が余剰となった企業がある一方で、新たに人手不足となった企業や従来から継続して人手不足である企業があります。また、入国制限により外国人技能実習生の受入れができないことにより、人手不足となっている企業があります。

人手が余剰となった企業の休業者や離職者、実習の継続が困難となった外国人技能実習生等の労働力不足企業への人材移動について、以下の措置を講じていただきたい。

- 1 産業雇用安定助成金等の企業への助成制度や(公財)産業雇用安定センターによる人材マッチング、離職者の教育訓練給付金、実習先変更支援等の支援策を中小企業や離職者が十分に活用できるよう、制度の活用に向けた周知の徹底や申請・手続に関するサポートなどの活用支援体制を整備していただきたい。

(産業経済部)

46 企業の防災・減災対策に係る支援措置の充実について

〔内閣府、経済産業省〕

近年、大地震や台風、大雨などの自然災害が多発しています。企業にとっては大きな被害を受けるだけでなく、事業の継続さえ困難となるようなケースもあります。令和元年東日本台風においては、関東や東北地方の河川が氾濫し、工業団地に立地する大企業の工場でも甚大な浸水被害が発生しました。現在も全面復旧できない工場があり、雇用不安やサプライチェーンの寸断などにより、地域経済だけでなく、国内経済、さらには世界経済にも影響を与えています。

こうした中、本県では、令和2年度から5年間、集中的・緊急的に河川改修や堤防強化などの防災・減災対策を推進していきませんが、気候変動で頻発・激甚化する災害にしっかりと対応するためには、企業における事前対策の取組強化が喫緊の課題です。

については、次の事項について特段の措置を講じていただきたい。

- 1 現行の中小企業防災・減災投資促進税制について、特別償却を引き上げていただきたい。
- 2 中小企業を対象にした制度だけでなく、企業規模を限定しない支援措置も創設するなど、支援対象を拡充していただきたい。
- 3 工業団地内立地企業と地方公共団体が共同で実施する防災・減災対策について、補助制度を創設していただきたい。

(産業経済部)

47 地域や時代のニーズに応じた産業人材育成に係る財政的支援等の充実について

〔厚生労働省〕

生産現場においては、近年の第4次産業革命の進展により、デジタル化や自動化が進んでおり、これらの変化に柔軟に対応し、生産性向上に貢献できる人材育成が求められています。

群馬県では、第11次群馬県職業能力開発計画（令和3年度～令和7年度）を策定し、離職者等再就職訓練や学卒者訓練の中でデジタル人材育成を推進していますが、それぞれ課題が多く対応に苦慮しているところです。

具体的には、離職者等再就職訓練については、県内事業者で委託先機関を確保することが難しく、委託費の単価の増額や要件緩和等が必要です。

また、学卒者訓練については、訓練カリキュラムの充実に向けた機械・設備の整備が必要です。

については、次の事項について、特段の措置を講じていただきたい。

- 1 離職者等再就職訓練事業の委託費の単価の増額、就職支援経費の要件緩和などの措置を図っていただきたい。
- 2 職業能力開発校設備整備費等補助金（職業能力開発校設備整備等事業費）の補助率を引き上げるなど、財源の充実を図っていただきたい。

（産業経済部）

48 サプライチェーン維持・強化に係る支援措置の充実について

〔経済産業省、中小企業庁〕

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、我が国サプライチェーンの脆弱性が顕在化し、さらには各自動車メーカーにおける半導体の供給不足、米大寒波の影響によるナイロン供給不足などから明らかなように、生産拠点等の国内回帰や多元化を通じた強固なサプライチェーン構築がより一層重要となっています。

製造業を主力産業とする本県においても、「半導体の生産回復が遅れるようだと雇止め等も検討せざるを得ない」「樹脂材料の高騰分を価格転嫁できず経営を圧迫しかねない」といった企業の切実な声も聞こえてきており、サプライチェーンの停滞は、そこに組み込まれている多くの関連中小企業の事業継続や雇用の維持・確保などに対し、大きな影響を与えることとなります。

については、国内における生産拠点等の整備を進め、製品等の円滑な確保を図ることで、サプライチェーンの分断リスクを低減し、強靱な経済構造を構築するため、次の事項について特段の措置を講じていただきたい。

- 1 「サプライチェーン対策のための国内投資促進事業費補助金」や「ものづくり・商業・サービス高度連携促進事業費（ものづくり補助金）」などの、企業の前向きな設備投資に対する柔軟で弾力的な支援措置を継続するとともに、その充実を図っていただきたい。

(産業経済部)

49 「災害レジリエンスNo. 1」の実現に向けた防災・減災、国土強靱化の推進について

〔内閣府、総務省、財務省、国土交通省〕

我が国は、その国土の地理的・地形的・気象的な特性ゆえに、毎年のように、水害や土砂災害等により甚大な被害を受けてきました。

本県においても、令和元年東日本台風の際には、下仁田町で県内観測史上最大となる609mmの降雨量（24時間）を記録するなど、吾妻、西毛地域を中心に甚大な被害が生じ、県民の尊い命と財産が失われました。

このように、気候変動の影響等により気象災害が頻発化・激甚化する中、我が国の気象災害は新たなステージへと移行しており、こうした新たな脅威に対応した「平時からの備えと災害時にも機能する強靱な防災インフラの整備」は、今日の行政の最重要課題となっています。

また、高度成長期以降に整備した大量の社会資本の老朽化が、今後、加速度的に進行していくことが見込まれており、気象災害が頻発化・激甚化する中で、既存の社会資本が有する効果を最大限に発揮するためには、社会資本の維持管理・更新を計画的かつ適切に進めていくことが重要です。

このため、本県では、国が進める「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」に関連した地方財政措置等を活用し、令和2年12月に策定した「ぐんま・県土整備プラン2020」に基づく防災・減災対策や、社会資本の老朽化対策に全力で取り組んでいきたいと考えています。

については、引き続き、「災害レジリエンスNo. 1」の実現に向け、本県における防災・減災、国土強靱化の推進を図るため、次の事項について特段の措置を講じていただきたい。

- 1 防災・減災、国土強靱化に資する社会資本整備を計画的かつ着実に進めるため、必要な予算を当初予算において安定的かつ持続的に確保していただきたい。

2 防災・安全交付金などの既存の交付金制度や地方財政措置について、地域の実情に合わせて効果的に活用できるよう、制度の恒久化や支援の拡充を図っていただきたい。

【国の支援の継続・拡充】

- ・社会資本ストックの維持管理・更新を計画的かつ着実に進められるよう、「公共施設等適正管理推進事業債」の恒久化並びに、起債充当率及び交付税措置率の更なる引き上げを図っていただきたい。

3 地方が進める防災・減災、国土強靱化を総合的に支援する補助金や交付金などの予算を安定的かつ持続的に確保し、計画的な事業の推進に必要な予算を地方に配分していただきたい。

【群馬県河川事業】

- ・令和元年東日本台風により溢れた河川の堤防嵩上げ(八瀬川など)
- ・社会経済の壊滅的な被害を回避する河川改修(利根川など)
- ・住民の主体的な避難行動を促す情報の拡充(危機管理型水位計・簡易型河川監視カメラ)

【群馬県砂防事業】

- ・要配慮者利用施設や避難所を守る施設整備(糠塚沢など)
- ・著しい人家への被害の恐れのある地域を守る施設整備(楽山荘2地区など)
- ・重要交通網の寸断防止(房川など)

【群馬県道路事業】

- ・災害時にも機能する強靱な道路ネットワークの構築(上信自動車道、西毛広域幹線道路など)
- ・緊急輸送道路の無電柱化・落石対策
- ・重要物流道路の指定(上信自動車道、東毛広域幹線道路、西毛広域幹線道路など)

【群馬県老朽化対策事業】

- ・道路施設、橋梁、河川構造物、砂防関係施設、都市公園、下水道施設、県営住宅等の老朽化対策

4 「災害レジリエンスNo. 1」の実現に資する、直轄国道事業や直轄河川・砂防事業などの計画的な整備に必要な予算を十分確保し、着実に事業を推進していただきたい。

【直轄河川・砂防事業】

- ・休泊川^{きゅうはく}排水機場の排水ポンプの増強
- ・利根川、渡良瀬川、^{からす}烏川河川改修
- ・浅間山火山砂防及び利根川水系、渡良瀬川水系砂防
- ・^{ゆずりはら}讓原地区地すべり対策事業 など

【直轄道路事業】

- ・一般国道17号上^{じょうぶ}武道路（4車線化）、^{あやど}綾戸バイパス、^{みくに}三国防災
- ・一般国道50号前^{まえ}橋笠懸道路
- ・上信自動車道（^{しぶかわにし}渋川西バイパス） など

(県土整備部)

(総務部)

50 流域治水プロジェクトの推進について

〔総務省、財務省、農林水産省、国土交通省〕

近年、気候変動の影響等により頻発化・激甚化する水災害リスクの増大に備えるため、河川流域全体のあらゆる関係者が協働して流域全体で行う治水対策「流域治水」への転換が進められています。

本県でも、「利根川上流流域」、「烏川・神流川流域」、「渡良瀬川流域」において、国が中心となって、県や関係する市町村等からなる協議会を設置し、流域全体で実施すべき治水対策をとりまとめた「流域治水プロジェクト」を令和3年3月に策定・公表したところです。

また、流域治水の実効性を高めるべく、令和3年4月に、特定都市河川浸水被害対策法が改正されたところであり、今後、同法に定められた制度等を最大限に活用し、国や市町村等、流域のあらゆる関係者と協働して、「流域治水プロジェクト」に基づく治水対策を進めていく必要があると考えています。

については、「災害レジリエンスNo. 1」の実現に向け、流域治水を推進するため、次の事項について特段の措置を講じていただきたい。

- 1 特定都市河川浸水被害対策法に基づく対策を広域的に講じることができるよう、特定都市河川の指定要件見直しにあたっては、「都市部を流れる河川」に係る条件を柔軟に設定していただきたい。
- 2 「貯留機能保全区域」の指定を促進するため、土地所有者に対する固定資産税の減免等の措置を講じていただきたい。
- 3 農地を活用した遊水地・雨水貯留施設の整備を推進するため、利水ダム等の事前放流に伴う損失補填制度に倣い、湛水による農作物の減収の補填を可能とする制度を創設していただきたい。

4 まちづくりとの連携による水災害リスク軽減に向けた取組を促進するため、市町村が実施主体となる立地適正化計画における「防災指針」策定に係る技術的支援とともに、災害ハザードエリアからの住居等の移転促進に向け、広域的な立地適正化計画の策定に係る制度の拡充や財政的な支援をお願いしたい。

5 流域治水対策が効果を発揮するためには、流域治水協議会に参画する各機関が担う施策の着実な実行及びさらなる施策の拡充が重要となることから、一級水系に係る「流域治水プロジェクト」の推進にあたっては、引き続き国の直轄河川事務所が主導的な役割を果たし、関係者の一層の連携強化に努めていただきたい。

(県土整備部)

51 教職員定数改善の促進について

〔文部科学省〕

Society5.0時代の到来や子どもたちの多様化の一層の進展等の状況も踏まえ、誰一人取り残すことなく、全ての子どもたちの可能性を引き出す教育へ転換し、「個別最適な学び」と「協働的な学び」を実現することが必要です。また、特別な支援が必要な児童生徒が年々増加していることに伴い、多様化した障害の種類や程度を踏まえ、個々の教育的ニーズに沿った教育を行う必要があると考えます。さらに、新型コロナウイルス感染症とともに生きていかなければならない状況は、今後も続くと予測される中、学校においては感染症対策を徹底し、「密」を回避する等の「新しい生活様式」を踏まえた環境整備が求められています。

このような中、本県では県内全ての小・中学校（義務教育学校を含む）において、感染症対策と一人一台端末を活用した群馬県ならではの学びを実現するために、県単独予算と国加配の活用により、小学校第1・2学年30人以下、第3～6学年35人以下、中学校第1～3学年35人以下の少人数学級編制を実施しています。また、小学校の複式学級が8人以下となるように教員を配置しています。

国においても、昨年度より小学校において定数改善が図られ、令和3年4月1日より「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部を改正する法律」が施行されたことは大きな成果です。しかしながら、少人数学級編制を推進する取組は、小学校だけでなく中学校においても同様に進められるべきものであると捉えています。また、県の財政面では今まで以上に予算を投入することは困難である状況です。

そこで、児童生徒の健康で安全な生活を保障した上で、多様な子どもたち一人一人の能力や適性に応じたきめ細かな指導が全国どこでも行えるよう、次の事項について、特段の措置を講じていただきたい。

- 1 公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律を以下のとおり改正していただきたい。
 - (1) 中学校においても、全学年で35人以下学級にする。
 - (2) 小学校第2学年から第6学年の複式学級において、児童数を8人以下とする。
 - (3) 特別支援学級において、児童生徒数を6人以下とする。

- 2 将来的に小・中学校の全学年で30人以下学級を実現できるよう検討していただきたい。

- 3 新たに、公立義務教育諸学校教職員定数改善計画及び公立高等学校等教職員定数改善計画を早期に確定し、着実に実行していただきたい。

- 4 小学校教科担任制を推進するための小学校専科教員の配置を拡充していただきたい。

(教育委員会)

52 特別支援学校における教育環境の整備について

〔文部科学省〕

特別支援学校では全国的に教室不足の状態になっており、その背景として、特別支援学校には文部科学省令による設置基準が定められていないため、自治体によって設置の考え方が異なる面があることや、特別支援学校施設に関わる国庫補助制度に制約があることが考えられます。

こうした中で、本県においても特別支援学校の整備を進めてきましたが、現時点においても教室不足は解消されていません。

教室不足を解消し、学習環境を改善するためには、これらの課題が解決できる特別支援学校設置基準の制定と特別支援学校施設に関わる国庫補助制度の拡充が必要と考えます。

よって、特別支援学校の教室不足の解消と適切な学習環境の整備に計画的に取り組めるよう、次の事項について特段の措置を講じていただきたい。

- 1 教室不足を解消し、学習環境の改善が図れる特別支援学校設置基準を制定していただきたい。
- 2 特別支援学校施設に関わる国庫補助制度の拡充を図っていただきたい。

(教育委員会)

53 学校教育のICT化を推進するための財源の確保について

〔文部科学省〕

国の「GIGAスクール構想」によって、児童生徒1人1台端末環境の整備を推進することとなりましたが、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、国の令和2年度第1次補正予算において、令和5年度の達成を目指していた端末整備が令和2年度に前倒しされました。さらに、令和2年度第3次補正予算では、高等学校段階の低所得世帯を対象として、端末整備のための経費が措置されました。

本県においては、昨年度、「GIGAスクール構想の実現」事業や新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、県と市町村が連携して小学校から高等学校まで、1人1台端末の整備を実現しました。

「1人1台端末」の環境は実現されましたが、整備完了後に必要となる、ソフトウェアや端末の更新、端末やネットワークの保守等に係る経費が学校設置者の負担となっており、家庭学習のための通信費の負担についても、ICT環境を運用する上で課題となっています。

また、本県の県立高等学校及び県立中等教育学校においては、令和3年度からBYODを併用しながら授業を進めており、将来はほとんどの生徒がBYODを利用することを想定しています。そのため、学校設置者が端末整備費を負担する場合のみならず、保護者負担で整備する場合も補助対象とすることが望まれています。

については、次の事項について特段の措置を講じていただきたい。

- 1 学校教育のICT化を推進するに当たっては、端末や学校ネットワーク環境の整備を加速するのみならず、今後その運用及び更新に係る経費に対しても、十分な財政支援措置を講じていただきたい。
- 2 高等学校段階における端末整備の補助制度について、学校設置者が整備費を負担する場合のみならず、保護者負担で整備する場合も補助対象としていただきたい。

(教育委員会)

54 外国人児童生徒への教育の充実について

〔文部科学省〕

近年、日本に在留する外国人は増加の一途をたどっており、それに伴って、小中学校等における日本語指導が必要な外国人児童生徒数も年々増加しています。

また、平成31年4月の改正入管法の施行により、新たな在留資格「特定技能」が創設され、将来的に家族帯同による外国人の子供の更なる増加が想定されることから、外国人との共生社会の実現に向けて教育環境の整備等が求められています。

このような状況の中、国では「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」を令和2年7月に改訂し、外国人の子供に係る対策として、集住地域、散在地域それぞれにおける日本語指導等の在り方について実践的な研究の実施や、外国人児童生徒の就学機会の適切な確保等のための施策を明示しています。

外国人が多く定住している地域(集住地域)等では、既に独自の日本語指導のためのカリキュラムを作成し、受け入れ体制づくりが進んでいる所が多いものの、国籍や使用言語の多様化により従来のノウハウが通用しなかったり、文化の違いから来る様々な課題も発生したりしています。

外国人との共生社会の実現に向け、外国人児童生徒が将来地域の一員として活躍できるようになるためには、上記のような課題を踏まえながら、就学を促進し、義務教育として必要な力を育てるための学習支援や日本語指導がどこの地域でも受けられるような体制整備が不可欠であります。ついては、次の事項について特段の措置を講じていただきたい。

- 1 帰国・外国人児童生徒等教育の推進支援事業に係る補助金の確保について、十分な財政支援措置を講じていただきたい。

(教育委員会)

55 高校魅力化を推進するための施策の充実について

〔文部科学省〕

近年、全国的に少子化に伴う学校の小規模化が進んでおり、各都道府県では学校再編整備計画の策定が求められるなど、少子化に対応した活力ある学校教育の推進が必要とされています。

本県においても、中学校卒業生数は、平成元年の3万3,859人をピークに、以後大幅に減少しています。これに伴い、公立高校全日制の1学年学級数は、平成元年度に506学級、1校平均7学級であったのが、現在は291学級、1校平均4.7学級となっています。今後、中学校卒業生数は一段と減少し、令和17年には1万3千人を下回る見込みであり、公立高校の一層の小規模化が想定されます。

これらを踏まえ、本県では地域との連携協働により、特色ある取組を行ったり、中山間地の小規模校の一部で生徒の全国募集を行ったりするなど、高校の魅力化を推進しています。今後継続的に高校の魅力化を進めるためには、質の高いプログラム構築のため、コーディネーター人材との連携や、魅力化のためのインフラ整備なども必要となります。

また、今後も少子化による各校の小規模化が避けられない中で、教科によっては、専門の教員の配置が困難となっており、高校の魅力化推進を加速化させるためには、教員配置数の少ない小規模校であっても、専門教員による授業の受講を可能とするよう、遠隔授業の要件緩和が必要となります。

については、次の事項について特段の措置を講じていただきたい。

- 1 高校魅力化に向けた都道府県の取組に対する財政的支援を講じていただきたい。
- 2 遠隔授業における受信側の教員の配置要件の緩和や、受講可能生徒数の上限緩和を行っていただきたい。

(教育委員会)

56 国によるSNS等を活用した相談体制の構築事業の 確立・運営について

〔文部科学省、厚生労働省〕

SNS等を活用した相談体制構築事業については、都道府県及び指定都市を中心に、文部科学省又は厚生労働省の事業を活用して実施されているところであり、いじめを含む様々な悩みや不安を抱える多くの生徒からの相談に対応し、問題の深刻化の防止に一定の効果が見られます。

新型コロナウイルス感染症の拡大が収束しない中、様々な要因から不安や悩みを抱える生徒が増加し、本県においても、昨年度は生徒の命に関わる重大な事案が例年に比べて多く発生しました。このような状況を受け、今年度も早期に生徒の心のケアを行う必要があることから、本県では、「ぐんま高校オンライン相談」を例年よりも前倒しして開始したところです。

一方、全国的に見ると、SNS等を活用した相談体制の構築事業に取り組んでいる自治体内に居住しているものの、域外の学校に通っていることにより、相談の機会が与えられない生徒も存在します。全国の中高生等に等しく相談の機会が与えられる必要があることから、次の事項について、特段の措置を講じていただきたい。

- 1 SNS等を活用した相談体制について、国により、全国の生徒を対象とした制度を創設し、運営していただきたい。

(教育委員会)

57 大学入試受験料の免除や支援措置について

〔文部科学省〕

新型コロナウイルス感染症拡大防止のための臨時休業によって生じた学習の遅れ等については、各学校における様々な工夫によって生徒の学力の保障に努めているところですが、感染拡大による景気低迷等の影響で家庭の経済状況が悪化し、大学を受験したいと考えても、大学入試に係る出費が大きな負担となる家庭が相次ぐ事態等が懸念されます。

については、新型コロナウイルス感染拡大の影響により家庭の経済状況が急変した生徒が、大学進学を諦めざるを得ない状況にならないよう、大学入学試験に際しての受験料の一部免除や、遠方へ受験に行く必要のある受験生への旅費の補助などの経済的な支援措置を講じていただきたい。

(教育委員会)

58 障害のある生徒の就業体験及び卒業後の就労先確保について

〔文部科学省、厚生労働省〕

近年、特別支援学校の児童生徒数や求職障害者数が増加傾向にある中で、障害者が自立していくためには、特別支援学校におけるキャリア教育や職業教育の充実のほか、社会福祉施設等における生活支援や就労支援など、総合的な対策を行う必要があります。

また、障害者法定雇用率が平成30年4月から2.2%となり、さらに令和3年4月からは2.3%まで引き上げられ、雇用義務の対象がより小規模な企業に拡大されることから、中小企業を中心とした企業に対する支援施策の更なる充実が求められています。

新型コロナウイルス感染症拡大の影響により雇用の悪化が懸念されますが、障害のある生徒が、高等部卒業後、地域で安心して生活し、生きがいを持って就労できる環境整備をなお一層推進していくため、次の事項について特段の措置を講じていただきたい。

- 1 障害のある生徒の就業体験の円滑な実施のための環境整備及び卒業後の正規雇用としての就労先確保のための仕組みを構築していただきたい。

(教育委員会)

59 関係機関が連携した自然体験活動の推進について

〔文部科学省〕

自然体験などの体験活動は、豊かな人間性、自ら学び考える力などの生きる力の基盤、成長の糧としての役割が期待されており、子どもたちにとって必要不可欠なものです。

こうした活動については、これまでも、国公立の青少年教育施設や民間団体等がそれぞれに工夫を施し、連携協力しながら、子どもたちに様々な体験の機会を提供してきました。

しかし、新型コロナウイルス感染症拡大のため、子どもたちが野外で身体を動かす機会が減少するなど、自然体験をできる機会が著しく減少しています。

学校行事の変更や外出自粛が続き、子どもたちに閉塞感が漂う中、今後、こうした活動を積極的に展開することで、子どもたちの元気を取り戻し、健やかな成長を図ることが極めて重要となります。

令和2年度は、国による「子供の自然体験活動推進全国キャンペーン」が実施され、3年度は引き続き「子供たちの心身の健全な発達のための自然体験活動推進事業」が実施される予定です。こうした取組は、青少年団体等のノウハウを生かしながら、その効果を一層高めることとなり、自然体験活動の充実を図ることができます。

これらを継続して実施していくことで自然体験活動の基盤が強化され、子どもたちの心身の健全な発達に寄与することが期待されます。

そこで、今後とも行政と民間が協働して自然体験活動を推進していけるよう、本事業の継続した展開など、全国的な振興策の実施について特段の御配意をいただきたい。

(教育委員会)

60 公立大学における独自の修学支援に対する財源確保について

〔文部科学省〕

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、全国の大学においては、保護者の収入やアルバイトの収入が減少したことにより経済的に困窮する学生が、修学を断念することがないよう支援に取り組んでいます。

本県の県立大学においても、文部科学省の通知等を踏まえ、きめ細やかな相談対応を実施しています。

令和2年度には、公立大学に対する国からの直接の補助制度を17年ぶりに創設いただいたことにより、困窮学生に対する大学独自の授業料減免による修学支援を実施することができました。

新型コロナウイルス感染症の収束が見通せない状況が続いており、今後も、学生への支援が必要となりますが、現状措置されている財源のみでは、授業料減免等の独自の修学支援を継続的に実施することが困難な状況にあります。

については、次の事項について特段の措置を講じていただきたい。

- 1 新型コロナウイルス感染症の影響により、経済的に困窮する学生への支援のために、公立大学が独自に行う授業料減免等の修学支援に必要な経費について、令和2年度における「新型コロナウイルス感染症対応公立大学等授業料等減免臨時支援事業」と同様の財政支援を講じていただきたい。

(知事戦略部)